

2021.9.8

(件名) 新型コロナウイルスの流行に伴うギニアにおける新たな措置

【ポイント】

- 8日、国民結集発展委員会（CNRD）は、新型コロナウイルスの流行に対する措置を発表しました。夜間外出禁止令は、22時から翌日4時までに変更されています。
- 引き続き手洗い、うがい、マスク着用の励行に努め、人混みは避ける等感染予防にご留意ください。

【内容】

1 8日、国民結集発展委員会（CNRD）は、新型コロナウイルスの流行に対する措置を発表しました。措置内容は以下のとおりです。

- (1) 夜間外出禁止令は22時から翌日4時までに変更(前回は22時から翌日5時まで)
- (2) マスクの着用義務遵守
- (3) 身体的距離の確保遵守
- (4) 手洗いの必須
- (5) 50人以上の式典禁止(結婚式、洗礼式、葬儀等)
- (6) 首都コナクリから地方に遺体を移動させる場合、軍が遺体を事前に処理
- (7) 国内及び都市における異なる県をまたぐ移動の際の検問(迅速テスト陰性結果もしくはPCR陰性結果もしくはワクチン接種証明書)
- (8) 宗教施設における規制措置の厳格な遵守
- (9) 余暇施設における感染症対策措置維持(ホテル、レストラン、ナイトクラブ、バー)
- (10) ギニア入国時の衛生管理強化
- (11) ギニア入国時、出発72時間前に取得したPCR検査(RT-PCR)の陰性証明書、ギニアで承認されているワクチン(ファイザー、モデルナ、スプートニクV、シノファーム、シノバック、ジョンソン&ジョンソン、エピバックコロナ、アストラゼネカ)の接種証明書の提示
- (12) ギニア入国時におけるPCR検査の実施
- (13) ギニア全土におけるワクチン接種の国民への推奨

これらの措置は、9月末、状況を踏まえ、見直し、修正される予定です。

2 その他、違反者は懲戒処分を受けることとなりますのでご注意願います。

3 当地においては、これまでの新型コロナウイルスよりも感染力が強いとされる変異株の発生も確認されています。在留邦人の皆さまにおかれましては、引き続き、手洗い、うがい、マスク着用の励行に努めるとともに、外出時にはこれらの措置の遵守と感染予防に努めてください。また、仮に外出時等に、感染拡大防止のための隔離措置に巻き込まれるような場合には、速やかに以下の大使館連絡先までご一報をお願いいたします。

4 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>